事業復活支援金の概要と第3弾えひめ版応援金の申請期限延長

			弟3弾えひめ	
対象者	新型コロナの感染拡大や長期化に伴う需要の減少、供給の制約などにより大きな影響を受けた中小事業者等(<u>業種・地域を問わない</u>)		新型コロナの感染拡大に伴い、厳しい経営環境に置かれている県内中小事業者等(<u>業種・地域を問わない</u>) ※時短協力金、事業復活支援金の受給者等を除く	
支給要件	R3年11月~R4年3月のうち、任意の月の売上が、H30年11月~令和3年3月の任意の同じ月の売上と比較して <u>△30%以上減少</u> した中小事業者等※売上△30%以上の算定方法 R3.11~R4.3に時短協力金が支給された場合は、その協力金を売上に加算して算定		R 3年10~12月のうち、任意の月の売上が前 (前々)年同月比で△30%以上減少又は任意の 連続2か月の売上が前(前々)年同期比で △15%以上減少した中小事業者等	
支給額	売上 減少率	事業復活支援金 ※ 金額は、支給上限額	第3弾えひめ版応援金	
	0~15%	_	_	
	15~30%	_	連続2か月 中小事業者等:10万円 個人事業主 : 5万円	
	30~50%	中小事業者等:60~150万円 個人事業主 :30万円	単月 中小事業者等:10万円 個人事業主 : 5万円	
	50%~	中小事業者等:100~250万円 個人事業主 :50万円		
申請期間	1月31日(月)~5月31日(火)		【当初】12月14日(火)~ <u>1月31日(月)</u> 申請期限を2月28日(月)まで延長	
問合せ先	事業復活支援金事務局 ☎ 0120-789-140		えひめ版応援金(第3弾)事務局 ☎ 089-909-9294	

売上高 減少率	事業復活支援金 (申請期間:1/31~5/31)	第3弾えひ (申請期間:12/: → ^	
0%			
△15%		連続2か月 △15%以上 ・中小事業者 10万円 ・個人事業者 5万円	
△30%	単月△30%~△50% ・中小事業者 60万円~150万円 ・個人事業者 30万円		単月△30%以上 ・中小事業者 10万円 ・個人事業者 5万円
△50%	単月△50%以上 ・中小事業者 100万円~250万円 ・個人事業者 50万円		

※事業復活支援金の金額は、支給上限額

感染予防と経済活動の両立のための緊急対策①

1 事業活動における感染対策の更なる強化

愛顔の安心飲食店緊急拡大事業 約3.5億円

①感染対策促進奨励金の予算を増額し、申請期間を延長

1月末 → 2月14日(月)

〇対 象 者: <u>2月14日(月)までに</u>愛顔の安心飲食店認証制度の<u>認証申請を行う飲食店</u>

○対象経費:感染対策を徹底する経費(15万円/店舗)

○認証目標:3,000店舗→5,000店舗に拡大

②認証店舗に対し、オミクロン株の特性に応じた感染対策の内容(人数制限、マスク会食など)を徹底し、利用者に周知するためのポスターを配布

オミクロン株対応分散対策強化支援事業 約3億円

感染力の強さを踏まえた分散対策を強化する取組みを行う中小事業者に協力金を支給

○対 象 者 : 県内に事業所を有する中小事業者のうち、<u>対面営業を主とする業種</u>を営む者で、<u>令</u>

和4年1月の売上が前年同月比で5%以上減少した者(飲食店を除く)

〇対象経費:人数制限や利用時間のピークをずらすなどの対策強化経費(5万円/事業者)

○支給件数:5,000件

○受付期間:2月1日(火)~2月末(コールセンターを開設予定)

感染予防と経済活動の両立のための緊急対策②

2 事業継続への支援

テレワーク推進協力金事業 約1,500万円

テレワークオフィスとしてデイユース貸出を行う宿泊事業者等へ協力金を支給

〇対 象 者: 県内の旅館・ホテルやカラオケボックス(全国チェーンの直営店除く)等の事業者

〇対象経費:宿泊事業者等がテレワークプランを設定・提供する場合のデイユース利用料金

(3千円/1人1日1室)

○実施期間:1月28日(金)~2月28日(月)

テレワーク推進緊急機器整備支援事業 約1,400万円

緊急的にテレワークを実施する中小事業者の機器整備を助成

○対象経費:テレワーク用機器(パソコン、タブレット端末など)の導入経費

〇補 助 率 : 1/2(上限20万円/1事業者)

〇受付期間:1月28日(金)~2月10日(木)

簡易版BCP緊急策定支援事業 約500万円

県民の日常生活の維持に必要な中小事業者の簡易版BCP(初動体制整備)の策定を支援

〇対 象 者 : 物流・運送、小売、卸売などの中小事業者

〇募集開始:2月中旬を予定